



令和6年7月16日

個人情報を含む文書の紛失について

個人情報を含む文書の紛失について、以下の通りお知らせします。
なお、紛失した書類と対象者は判明しており、お詫びと経過の説明をしております。

1. 概要

令和6年7月9日、母子保健事業において、対象者の関係書類に加筆しようとしたところ、対象者1名分の書類が見つからず、執務室内のあらゆる場所を搜索しましたが不明となっております。

当該書類には、下記の個人情報が記載されておりました。

氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、健康状態、家族の状況

なお、現時点では、個人情報の外部漏洩及び不正使用の被害の事実は確認されていません。

2. 発生原因

母子保健事業の関係書類は執務室内でのみ使用しており、庁外に持ち出された形跡はなく、鍵付きキャビネット内で厳重に保管しておりますが、書類の整理、管理の不備があり、誤って廃棄した可能性も含め、紛失したものと考えております。

3. 関係者への説明

対象者には、直接お詫びをするとともに、経過を説明しました。

4. 再発防止策

健康支援課においては、使用した書類を必ず所定の場所に戻す管理簿の作成等、紛失が起こらない仕組みを取り入れるよう指示するとともに、全職員に公文書の管理について、整理整頓を徹底するよう改めて指導してまいります。

問合せ先
健康福祉部 健康支援課
電話：047-453-2961